

議案第67号

北海道市町村職員退職手当組規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更するものであります。

令和2年9月1日提出

芽室町長 手島 旭

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行																
<p>本則 略 附 則 (令和2年3月27日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" data-bbox="203 1011 1048 1300"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島管内</td> <td>南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合</td> </tr> <tr> <td>檜山管内</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内	(略)	渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	檜山管内	(略)	<p>本則 略 附 則 (令和2年3月27日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" data-bbox="1099 1011 1951 1300"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島管内</td> <td><u>山越郡衛生処理組合</u>、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合</td> </tr> <tr> <td>檜山管内</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内	(略)	渡島管内	<u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	檜山管内	(略)
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内	(略)																
渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合																
檜山管内	(略)																
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内	(略)																
渡島管内	<u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合																
檜山管内	(略)																

改正案

現行

改正案		現行	
後志管内	(略)	後志管内	(略)
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内～根室管内	(略)	上川管内～根室管内	(略)